

入札に係る公告

令和 7 年 4 月 22 日

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会支部
大分県済生会日田病院
支 部 長 林 田 良 三



次のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 病院施設及び維持管理業務委託（設備管理・電話交換・事務当直）
- (2) 場 所 大分県済生会日田病院 大分県日田市大字三和 643 番地の 7
- (3) 施設概要 病床数 199 床
 - ①【病院本館】建物面積：建築面積 4,311.76 m² 延床面積 10,538.33 m²
階数：地上 5 階 構造：RC 造 竣工年：1990 年
 - ②【増築棟：救急ユニット・心カテ室・2 階会議室棟・1 階外来増築・1 階透析室】
建物面積：建築面積 5,266.02 m² 延床面積 19,751.12 m²
階数：地上 2 階 構造：RC 造 竣工年：2003 年
 - ③【感染症外来室】建物面積：建築面積 65.72 m² 延床面積 65.72 m²
階数：地上 1 階 構造：W 造 竣工年：2003 年
 - ④【リハビリ室増室】建物面積：建築面積 135.00 m² 延床面積 135.00 m²
階数：地上 1 階 構造：RC 造 竣工年：2008 年
 - ⑤【東病棟】建物面積：建築面積 1,879.98 m² 延床面積 6,791.17 m²
階数：地上 2 階 構造：S 造 竣工年：2015 年
 - ⑥【救急外来増築】建物面積：建築面積 115.23 m² 延床面積 115.23 m²
階数：地上 1 階 構造：S 造 竣工年：2019 年
 - ⑦【西病棟（感染病棟）】建物面積：建築面積 210 m² 延床面積 210 m²
階数：地上 1 階 構造：RC 造 竣工年：2000 年譲渡
- (4) 契約期間 令和 7 年 7 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 入札執行 令和 7 年 5 月 8 日（木）午前 11 時 30 分

2. 入札の方法

入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間の総額にて見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- ①令和7年度入札参加登録資格を有する者であること。
- ②契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- ③本委託業務の履行にあたり、委託職員の配置、勤務時間、勤務条件等について速やかな業務の遂行が可能であること。
- ④病院において設備運転監視業務の実績があること。

(2) 以下のいずれかに該当すると認められる者は参加資格を有しない。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する者。
- ③次の各号のいずれかに該当する事実があり、その後2年間を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
 - i) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ii) 公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をした者
 - iii) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - iv) 監督又は検査の実施に当たり、職員及び契約担当者が委託した者の職務執行を妨げた者
 - v) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - vi) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - vii) 前各号に類する行為を行った者

4. 入札参加意向書の提出

(1) 受付期間 令和7年4月30日（水）午後5時まで（以後は受け付けない）

(2) 提出書類 ①入札参加意向書（様式第1号を使用）

②令和7年度入札参加登録資格通知書（写）

(3) 提出方法 社会福祉法人^{医療}_{財団}済生会支部大分県済生会日田病院用度課へ郵送または持参願います。

〒877-1292 大分県日田市大字三和 643 番地の7 (Tel) 0973-24-1100

5. 入札参加資格

入札参加意向書及び②の書類を提出し参加資格要件を満たす者には入札通知書を送付します。

6. その他

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は本調達物件の納入業者選定以外に使用しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 提出書類に関する問い合わせ先

〒877-1292 大分県日田市大字三和 643 番地の 7
社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団} 済生会支部 大分県済生会日田病院
窓口担当：用度課 広瀬
電 話：0973-24-1100
F A X：0973-22-1269
E - Mail: youdo2020@saiseikai.hita.oita.jp

(様式第1号)

入札参加意向書

令和 年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
大分県済生会日田病院
支部長 林田良三 殿

(申請者)

住 所

商号又は名称

代 表 者

⑩

申請者は、令和7年4月22日付で公告のあった、大分県済生会日田病院 病院施設及び維持管理業務委託（設備管理・事務当直・電話交換）の入札に参加したいので、その旨を申請します。

※ご担当者の連絡先をお願いします。

所 属

職 名

氏 名

電 話

F A X

E-mail

仕 様 書

第 1 章 設備管理業務

1. 業務の目的

- (1) 大分県済生会日田病院（以下「病院」という。）の電気、空調、衛生・給排水設備等を安全かつ効率的に運転操作し、適正な保守管理を行うことにより、その機能を合理的かつ最大限に発揮させ、ライフサイクルコストの低減に努めるとともに、利用者、病院職員等が快適に過ごせる環境及び院内の衛生環境機能と医療機能を提供し、維持管理すること。
- (2) 事故の予防に努めるとともに、災害時には適切な措置をとることにより、利用者・病院職員の安全を確保することに努める。

2. 配置体制

- (1) 配置人員は、責任者 1 名、技術員 1 名とする。
- (2) 責任者は総括責任者として、警備業務を含めた配置従業員全員の責任者としての地位にあり、病院との業務上の折衝を行う。

3. 配置時間及び配置人員

平日	責任者	08:30～17:30	1名（実働 8H）
	技術員	09:00～18:00	1名（実働 8H）
休日		土・日・祝日および病院の指定する日等 （*有休休暇取得の場合は、1名配置とする。）	

4. 業務内容

業務の内容は、次の各号の機器の運転・監視・制御・点検・作業とする。

- (1) 中央監視・制御設備
- (2) 電気設備
- (3) 空気調和換気設備
- (4) 給排水衛生設備
- (5) 消防設備
- (6) ボイラ・第一種圧力容器（貯湯槽・蒸気蓄熱装置）
- (7) 中和処理装置
- (8) 医療ガス設備
- (9) 医療空気設備
- (10) 地下水濾過システム
- (11) 酸素ボンベ院内運搬・交換・補充手配（原則 月・水・金）
- (12) 消防用設備
- (13) 燃料残油管理及び消耗備品等の在庫管理・毎月棚卸し
- (14) 検針業務（電気・ガス・給湯・上下水道）
- (15) 業務用空調機器四半期簡易点検
- (16) 外注業務の管理・立会（原則 受託者元請によるもの）
- (17) 作業計画、報告書の作成・保管
- (18) 設備機器一覧表及び設備機器台帳の作成・保管
- (19) 設備異常時の応急対処（原則平日のみ）
- (20) 軽微な小修理（リース物件・家電製品・医療機器は対象外）
- (21) 軽微な営繕業務（脚立での高所作業は 2 m 以上は別途）

5. 管理設備機器

(1) 管理機器一覧表

機 器 名 称	台 数	仕 様
冷温水発生器	1	150RT
冷温水発生器	1	200RT
蒸気ボイラー	2	1,600kg/h
軟水機	1	3.4m ³ /h
冷却塔	1	150RT
冷却塔	1	200RT
還水槽	1	1,100L
アキュームレーター	1	10.4m ³
ストレージタンク (貯湯槽)	2	2,000m ³
冷水クッションタンク	1	1,000L
地下オイルタンク	2	7,000L
地下オイルタンク	1	20,000L
オイルサービスタンク	1	580L
オイルギヤーポンプ	2	0.2kw
一次冷温水ポンプ	2	5.5kw
二次冷温水ポンプ	4	5.5kw
冷却水ポンプ	2	11kw 15kw
冷温水膨張タンク	1	1,000L
手術室系 熱交換器	1	125,000Kcal/h
手術室系 温水ポンプ	1	2.2kw
手術室系 冷凍設備チラー	2	22kw (5.5kw×4)
冷温水ヘッダー (往)	1	330×2,175
冷温水ヘッダー (還)	1	330×1,650
蒸気ヘッダーNo.1	1	150×1,650
蒸気ヘッダーNo.2	1	200×1,930
蒸気ヘッダーNo.3	1	200×2,490
排煙ファン	1	18,000m ³ /h
RI排気処理フィルターユニット	1	-
解剖室排気処理フィルターユニット	1	1×1Pu-SuS
外気調和機OHU-1	1	CH-30
外気調和機OHU-2	1	CH-30
外気調和機OHU-3	1	CV-60
外気調和機OHU-4	1	CH-60
外気調和機OHU-5	1	CH-30
外気調和機OHU-6	1	DV-14
空気調和機AHU-1	1	CH-20
空気調和機AHU-2	1	AJ-100-AO-R
空気調和機AHU-3	1	DV-17
空気調和機AHU-4	1	DV-22
空気調和機AHU-5	1	CH-80
環風機	1	5.5kw

機 器 名 称	台 数	仕 様
処理水受水槽	1	54m ³
井水受水槽	1	72m ³
処理水高架水槽	1	15m ³
井水高架水槽	1	15m ³
処理水揚水ポンプ	2	7.5kw
井水揚水ポンプ	2	7.5kw
加圧給水ポンプ	1	0.75kw
給湯循環ポンプ	2	1.75kw
中和装置排水ポンプ	2	0.4kw
圧縮空気製造装置	1	770 L
吸引空気製造装置	1	1,000 L
中和処理装置	1	PH5.8~8.6
窒素マニホールド	1	250kgf/cm ²
液体酸素装置	1	4.996m ³

(2) 不具合発生時の初期対応機器

機 器 名 称	台 数	場 所
パッケージエアコン	2 1	本館部
パッケージエアコン	8 5	増築部
パッケージエアコン	6 8	緩和ケア
ファンコイルFCU	1 4 7	本館部
ファンコイルFCU	2 4	増築部
送風機SF	7	本館部
排風機EF	3 3	本館部
空調換気扇	8 2	本館部
空調換気扇	8	増築部
空調換気扇	3	緩和ケア
天井扇	1 2 8	本館部
天井扇	6 0	増築部
天井扇	7 4	緩和ケア
パネルヒーター	9	本館部
パネルヒーター	1	緩和ケア
ダクトコイル	3	本館部

(補足) 本機器は竣工時当時のものであり、更新・増設・撤去等で内容が変更されることがあります。
従って、初期対応は既設の現物機器を対象とする。

6. 緊急対処

休日・時間外でも連絡がとれる体制をとり、緊急時は確実に対応するものとする。

※但し電球切れ・軽微な故障で緊急性を伴わないものは対象外とする。

7. 計測器・工具類・保護具類等

設備各機器に付属する工具等を除き、原則として委託業者負担とする。

8. 交換部品・管球類・消耗品類等

次の各号に該当するものは、病院の負担とする。

- (1) エアフィルター、Vベルト、各種パッキン類
- (2) 蛍光灯、電球等の管球類、ヒューズ類
- (3) 塗料、潤滑剤、薬品、油脂類等
- (4) 保守点検の範囲を超える工事、修理
- (5) オーバーホール
- (6) 機器の法定点検
- (7) 記録紙、インク等
- (8) その他の修理及び補修部品・機材、消耗品等

9. 管理記録書類とその保存期間

管理記録書類として次の各号の記録を紙又は電子媒体で作成して保存する。

また、必要に応じて、病院に報告・提出するものとする。

10. 記録書類の省略

中央監視装置により点検・記録ができる場合は、これを9. の各号該当書類とみなし該当書類に限り省略することができる。

	委託業務	保存期間
(1)	設備管理業務	
-1	中央監視・制御設備	5年
-2	電気設備	5年
-3	空気調和換気設備	5年
-4	給排水衛生設備	5年
-5	消防設備	5年
-6	ボイラ・第一種圧力容器（貯湯槽・蒸気蓄熱装置）	5年
-7	中和処理装置の日常目視点検	5年
-8	医療ガス設備の日常目視点検	5年
-9	医療空気設備の日常点検	5年
-10	地下濾過システムの日常点検	5年
-11	酸素ポンペ院内運搬・交換・補充手配（原則 月・水・金）	5年
-12	消防用設備等毎月自主点検	5年
-13	燃料残油管理及び消耗備品等の在庫管理・毎月棚卸し	5年
-14	検針毎月業務（検針業務（電気・ガス・給湯・上下水道））	5年
-15	業務用空調機器四半期簡易点検	設置から廃棄後3年
-16	外注業務の管理・立会（受託者の作業によるもの）	5年
-17	作業計画、報告書	5年
-18	設備機器一覧表及び設備機器台帳	永久
-19	設備異常時の応急対処	5年
-20	軽微な小修理（リース物件・家電製品・医療機器は対象外）	5年
-21	軽微な営繕業務（脚立での高所作業は2 m以上は別途）	5年
(2)	常駐警備業務	5年
(3)	電話交換業務	5年
(4)	消防設備点検業務	5年
(5)	自家用電気工作物保守点検業務	5年
(6)	受水槽清掃業務	5年
(7)	地下タンク及び埋設配管漏洩検査業務	5年
(8)	吸収冷温水機煤煙測定業務	5年
(9)	建築設備定期検査業務	5年
(10)	吸収冷温水機冷暖房切替時炉内清掃業務	5年
(11)	吸収冷温水機保守点検業務	5年
(12)	防火設備定期検査業務	5年
(13)	還流ボイラ法定整備業務	5年
(14)	第1種圧力容器整備及び性能試験業務	5年
(15)	非常用発電設備負荷試験業務	5年
(16)	冷凍設備（チラー）保守点検業務	5年
(17)	特定建築物定期調査業務 ※本契約以外で発注した場合	5年
(18)	連結送水管耐圧性能点検業務 ※本契約以外で発注した場合	5年
(19)	業務用空調機器等定期点検業務 ※本契約以外で発注した場合	設置から廃棄後3年

第2章 事務当直業務

1. 業務の目的

業務に習熟した職員の配置により、適正な事務業務を提供し、大分県済生会日田病院の救急・時間外診療の円滑な実施に寄与する。

2. 配置時間及び配置人員

勤務配置時間は以下の通りとする。（ローテーション勤務）

平日	勤務	17:00～翌08:30	1名（実働12H）
土・日・祝日および病院の指定する日等	日勤	08:30～17:00	1名（実働7.5H）
	日勤	08:30～14:00	1名（実働5.5H）
	夜勤	17:00～翌8:30	1名（実働12H）

3. 業務内容

業務の内容は、次の各号とし、詳細は別に定める。これ以外の業務については協議の上、決定するものとする。

（1）受付業務

- ①氏名・生年月日等にて本人確認実施
- ②新規来院者の場合、受付用紙に患者情報を記入してもらう。
 - ・マイナンバーカード、健康保険証等（身分証）を確認する。（本人若しくは家族等に許可を得る事）
- ③受診歴ありの場合、診察券提示の場合は本人確認を行う。
 - ・住所・電話番号等変更がないか確認(変更あれば情報修正)
 - ・前回保険確認日が前月以前又は期限切れの場合は保険証を提示頂く。
 - ・変更有り、期限切れ、前回確認日より6ヶ月経過の場合保険証コピーをする。
 - ・基本箋を出力し、救急外来へ持っていく。
- ④救急車等の搬入で、本人確認（氏名・生年月日等）が不明な場合は次の対応。
 - ・"救急 N号"を使用する。
 - ・上記が存在しない場合、新規に作成する。
 - ・患者情報が判明したら、速やかに修正入力する。

（2）会計業務

- ①時間区分、保険種別、診察・治療内容等に応じて会計を行う。
- ②会計はシステムに必要情報を入力の上行う。

（3）入院対応業務

- ①入院ファイル作成。
- ②入院案内（入院誓約書・選定医療費に関する同意書・ID-LINK参加同意書の説明を行い、記入の依頼）

(4) 搬送対応業務

- ①消防署へ搬送依頼を行う。(依頼は119番へ電話する)
 - ・同乗者(医師・看護師・家族等)の確認。
 - ・特別に必要な機材の有無確認。
 - ・病名(容態等)の確認
 - ・搬送先の病院名確認。
 - ・ヘリ搬送の時は、その旨を消防署へ伝える。ヘリの到着場所確認。
- ②搬送依頼書記入。
- ③患者家族に“救急搬送となった患者さんへ”を渡す。
- ④搬送用の携帯電話と必要に応じてタクシーチケットを医師又は看護師に渡す。
必要に応じてタクシー手配を行う。
- ⑤当直医師が同乗する場合は、救急対応ストップも必要となる。

(5) その他業務

- ①面会案内
 - ・面会届に記入してもらう事。
 - ・個人情報が出ないように注意する事。
 - ・既に退院している場合は、入院していない旨のみ伝え、個人情報に関わる事は漏らさない。
 - ・面会制限の有無に注意の事。
 - ・救急病棟とHCUは原則として家族のみ面会可。(必要に応じて病棟に確認)
- ②文書類(診断書等)の受付・受け渡し
 - ・免許証等を提示してもらい、本人確認を行う事。(診断書の受け渡しの場合は引換券受け取る事)
 - ・申し込み受付の場合は、所定の用紙に記入してもらう。
 - ・受診履歴より、必要事項を確認し、病院使用蘭に記入する。
 - ・保険会社の指定用紙を希望する場合は、記入用紙も受け取る。
 - ・受け渡しの場合、学校保健・スポーツ保険の場合は渡すのみで可。
 - ・診断書類の場合は、会計入力を行い、文書代金受領と引き替えに診断書を渡す。
- ③問い合わせ対応
 - ・警察、マスコミからの問い合わせについては、病院側のマニュアルに応じて対応する。
 - ・患者情報に関する問い合わせは、個人情報保護法に触れるので、電話での回答は控える。(平日の時間内をお願いする)
- ④当直者等用のシーツ交換
- ⑤その他不定期業務等

第3章 電話交換業務

1. 業務の目的

建物内の電話交換作業取扱にあつては、病院内の諸規則を守り規律ある通信を実施する。実施に当たっては、取扱方法、交換技能、応対技術、言葉の使い方等の向上に心掛け、業務上知り得た秘密は厳守する。

2. 配置時間及び配置人員（平日のみ）

平日 08:30～17:00 2名 (実働 7.5H×2名)
休日 土・日・祝日および病院の指定する日等

3. 業務範囲

- (1) 交換作業前に機器の点検、試験を行う。
- (2) 交換機による外線と内線の交換作業を行う。
- (3) 必要に応じ館内放送を行う。(緊急時のみ)
- (4) 伝言の受付及び伝達を行う。
- (5) 電話番号書抜帳の整備、通話票の整理を行う等交換作業が円滑に行われるための付帯事務を行う。
- (6) その他交換業務に必要な作業を行う。

第4章 消防設備点検業務

1. 業務の目的

委託業者は、消防用設備等の機能確保のため、当該設備等の種類に応じて定められた点検回数に従い、消防設備士の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の4第1項及び第3項に定める点検を実施するものとする。

2. 点検業務の範囲

消防法第17条の3の3の規定に基づき、次の設備について、消防法施行令に従って施すものとし、実詳細は、別紙による。

- (1) 自動火災報知設備
- (2) 誘導灯設備
- (3) 消火器
- (4) 避難器具設備

3. 点検要領

消防設備等の技術上の基準の適否について、作動試験、外観試験、性能試験及び総合試験を実施し、その機能を確認するものとする。

4. 点検結果の報告

点検業務を完了したときは、所定の様式により各部門毎に報告書を作成し、各2部を提出するものとする。

5. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

【補足】 緩和ケア棟の仕様内容の機器個数に関しては竣工前であり図面より算出したものを暫定で算出。

機 器 名	摘 要	数 量	外観・機能	総合点検
消火器具			1	1
粉末蓄圧式	10型	79	1	1
二酸化炭素	5型	1	1	1
二酸化炭素	7型	3	1	1
スプリンクラー設備			1	1
加圧送水装置		1	1	1
補助加圧ポンプユニット		1	1	1
圧力タンク		1	1	1
起動装置		1	1	1
呼水槽		1	1	1
流水検知装置・自動警報弁		1	1	1
消火水槽		1	1	1
補助高架水槽		1	1	1
ポンプ制御盤		1	1	1
警報表示盤		1	1	1
末端試験弁		1	1	1
補助散水栓		31	1	1
送水口		1	1	1
音響警報装置		8	1	1
スプリンクラーヘッド		約2000	1	1
常用電源		1	1	1
配線		1		1
自動火災報知設備			1	1
受信機	P型1級 (R型) 45L	1	1	1
副受信機	45L	8	1	1
差動式感知器		397	1	1
定温式感知器		94	1	1
光電式感知器		108	1	1
ベル		28	1	1
発信機		32	1	1
表示灯		32	1	1
予備電源		1	1	1
常用電源		1	1	1
配線		1		1

機 器 名	摘 要	数 量	外観・機能	総合点検
火災通報装置				
装置本体		2	1	1
手動起動装置等		5	1	1
発報確認ランプ		5	1	1
非常用送受話器		3	1	1
起動作動確認		1	1	1
通話機能確認		1	1	1
常用電源		1	1	1
予備電源		1	1	1
配線		1		1
非常放送設備				
増幅器操作部 900W	自火報連動型	1	1	1
スピーカー回線		15	1	1
音量調整器		50	1	1
常用電源		1	1	1
予備電源		1	1	1
配線		1		
誘導灯及び誘導標識				
誘導灯	C級・B級	114	1	1
誘導標識		1	1	1
常用電源	ブレーカー系統	8	1	1
配線		1		1
連結送水管				
表示灯		3	1	1
送水口		1	1	1
放水口	ホース無	3	1	1
常用電源		1	1	1
配線		1		1

(補足) 本機器は竣工時当時のものであり、更新・増設・撤去等で内容が変更されることがあります。

従って、点検は既設の現物機器を対象とする。

機 器 名	摘 要	数 量	外観・機能	総合点検
非常電源				
エンジン本体	126KVA以上	1	1	1
制御盤		1	1	1
起動装置		1	1	1
燃料・水タンク・及び配管		1	1	1
連動試験		1	1	1

注意) 本機器は竣工時当時のものであり、更新・増設・撤去等で内容が変更されることがあります。
従って、点検は既設の現物機器を対象とする。

第5章 自家用電気工作物保守点検業務

1. 業務の目的

電気事業法等の関係諸法令並びに病院の定めた電気保安規定その他の関係諸規則を遵守し、常に善良なる管理者の注意を払い、病院の電気設備の効率的運用と安全確保に努める。

2. 業務の内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保守監督並びに保守のための巡視、点検及び検査

3. 官庁届出

(1) 委託業者は、業務の目的と内容を達成するために電気保安協会又は、電気技術者協会に再委託を行う。

(2) 電気主任技術者の選任他届出等は、委託業者の責任において行う。

4. 点検

(1) 点検は、別紙「点検・測定・試験基準」によるものとする。

(2) 停電を伴う点検、その他病院の運営に関連する点検実施時には、事前に病院と委託業者により協議の上これを実施するものとする。

5. 非常用発電機（300KVA 1台・420KVA 1台・260KVA 1台）

の2ヶ月に1回試運転実施。

点検・測定・試験基準

対象設備	種別	実施基準		
		定期	年次	精密試験
電柱・腕金（木）類	損傷の有無	○	○	○
	腐食の状況		○	○
引込ケーブル	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
変圧器類	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	内部点検		○	○
	絶縁測定			○
保護継電器	外部点検	○	○	○
	GR押ボタン動作試験		○	○
	結合動作試験			○
母線・遮断器・碍子類	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
進相コンデンサー	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
避雷器	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
高圧機器類・配線	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
低圧機器類・配線	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
消防用設備・昇降機等の法的規制電気工作物	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定（一次側）		○	○
特殊技術者を要する電気工作物	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定（一次側）		○	○
接地線	外部点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
電気室及び・工作物	清掃	電気室	適時	
		機器類		○
非常用発電機2台	試運転	○		

定期：主として運転中の設備を点検する。 隔 月

年次：施設の運転を停止して点検する。 3年1回

精密：機器の内部点検をする。 3年1回

（補足）本機器は現時点のものであり、更新・増設・撤去等で内容が変更されることがあります。

従って、点検は既設の現物機器を対象とする。

第6章 受水槽清掃業務

1. 委託要務

建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行規則、第4条（給水に関する衛生上必要な借置等）の2項に基づく受水槽清掃業務を実施するものとする。

2. 対象機器 建築設備概要記載のものを対象とする。

受水槽 60m³ 1槽

高架水槽 20m³ 1槽

3. 事前点検

- (1)給水設備図面により構造・配管・電気配線などを確認すること。
- (2)貯水槽周辺の状況、不衛生なゴミの有無などを点検すること。
- (3)施錠の有無、汚水・雨水などの侵入有無を点検すること。
- (4)空気抜き管・オーバーフロー管など開口部の防虫設備を点検すること。
- (5)貯水槽内部に異物が沈殿、又は付着していないかなど内部状態を点検すること。
- (6)各種機器の作動状態を点検すること。
- (7)作業場所の安全を確認すること。

3. 作業準備

- (1)貯水槽清掃器材・機器は専用とし、使用前に必ず洗浄消毒を行うこと。
- (2)安全処置の確認は、次のとおり行うこと。
 - イ. 酸素欠乏・有毒ガスの充満防止のため、換気装置の確認を行うこと。
 - ロ. 感電防止のため、電気配線の確認を行うこと。

4. 清掃の準備

- (1)作業衣の着用は原則として現場で行う。（滅菌済みの専用の作業衣）
- (2)持ち込み器具の消毒をする。（塩素消毒）
- (3)作業員は手足を石けんで洗い、消毒液で消毒する。
- (4)排水ポン（移動式）で槽の排水をする。
- (5)槽周辺の清掃をする。
- (6)内部清掃を次の順序で行う。

イ. 洗浄機、ブラシ等で壁面の水あか・鉄・バクテリアなどを除去する。

ロ. 槽内の給水管その他の機器の錆び落としを行う。

ハ. 槽内部の水・汚泥等を完全に除去する。

ニ. 水洗いを行うこと。

洗浄等を使用したときは洗剤が残留しないように、水洗いを特に入念に行う。

ホ. 洗浄後、布等できれいに拭き取り、有効塩素100PPMの濃度の次亜塩素酸ソーダ溶液で消毒し30分間放置する。

ヘ. 放置後、もう一度受水槽内部の水洗を行い、再度きれいに拭き取り有効塩素50PPMの濃度の次亜塩素酸ソーダ溶液で仕上げ消毒を行う。

ト. 消毒後30分以上経過してから水張りを実施し、ボールタップなどの自動定水位の作動を確認する。

5. 残留塩素測定

受水槽の清掃が完了したときは、給水装置末端の給水栓から採水し、任意測定を行うものとする。
測定に当たっては、それぞれ次の基準に適合しなければならない。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|------------|
| (1)遊離残留塩素 | 0.2PPM | (7)亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L以下 |
| (2)色 度 | 5 度以下 | (8)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 |
| (3)濁 度 | 2 度以下 | (9)鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 |
| (4)臭気・味 | 異常でないこと | (10)塩化イオン | 200mg/L以下 |
| (5)一般細菌 | 100個/mL以下 | (11)亜硝酸態窒素 | 300mg/L以下 |
| (6)大腸菌 | 検出しないこと | (12)有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 3mg/L以下 |
| | | (13)pH値 | 5.8以上8.6以下 |

6. 作業報告

清掃作業を終了したときは速やかに所定の様式に所要事項を記載し、作業前後の写真を添えて報告する。

7. その他

清掃作業中、設備の異常箇所を発見したときは速やかに委託者に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、復旧などに要する費用は委託料に含まれないものとする。

第7章 地下タンク及び埋設配管漏洩検査業務

1. 検査対象設備

7 KL 重油 2 槽 一重殻タンク（気相部検査＋液相部検査）

2 0 KL 重油 1 槽 二重殻タンク（気相部検査＋検知層検査）

2. 検査方法

消防法14条 3の2に基づく、地下タンク・地下埋設配管の異常有無を確認するものとする。

- (1) タンク
- (2) 注入管
- (3) 吸引管
- (4) 通気管
- (5) 戻り管

3. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

4. 付帯作業

7 KL 重油 2 槽 適宜（液面計調整・マンホール内水抜き、マンホールパッキン清掃・グリス塗布）

2 0 KL 重油 1 槽 検査時（オイルリークモニター作動試験）

適宜（液面計調整・マンホール内水抜き、マンホールパッキン清掃・グリス塗布）

5. 免許・資格等（随時複写を提出）

- 1) 地下タンク等定期点検事業者認定証（法人5年更新）
- 2) 危険物取扱者免状（個人3年更新：乙種4類以上）
- 3) 地下タンク等に係る定期点検技術者講習修了証（個人5年更新）
- 4) 検査機器校正証明書（漏洩検査機器定期点検管理表）1回/1年

6. 不具合箇所並びに不具合予測箇所の提示並びに補修（改修）見積書の提出

※補修（改修）は、消防申請書類作成・申請手続きも対応すること

第8章 冷温水発生機煤煙測定業務

1. 測定対象機器

製造メーカー：パナソニック株式会社（F型）、三洋電機株式会社（F1型）

品名：吸収冷温水機（RB-1：F型、RB-2：F1型）

型式：QAW-PE150FK1（F型）、TSA-AUW-200F1KS（F1型）

台数：2台

2. 測定項目及び回数

大気汚染防止法第16条及び大気汚染防止法施工規則第15条による。

（1）煤煙濃度 2回/年

（2）窒素酸化物 2回/年

（3）硫黄酸化物 2回/年

3. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

第9章 建築設備定期検査業務

1. 業務の目的

建築基準法第12条第3項に基づき建築設備の定期検査を1年に1回実施するものとする。

2. 検査内容

(1) 非常用照明点灯確認試験	279灯
(2) 非常用照明照度測定	26箇所
(3) 換気設備外観検査	機器・給排気口・ダンパー・ダクト ※自主検査
(4) 換気設備風量測定	17室のCO2無窓居室の風量測定 ※自主検査 火気換気の風量測定を2室(計8か所) ※自主検査
(5) 排煙設備外観検査	機器・給排気口・ダンパー・ダクト
(6) 排煙設備風量測定	5箇所 ※3年で全数

(補足) 本機器は現時点のものであり、更新・増設・撤去等で内容が変更されることがあります。
従って、点検は既設の現物機器を対象とする。

3. 検査結果の報告

検査業務を完了したときは、所定の様式により各部門毎に報告書を作成し、各2部を提出するものとする。

4. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をよう留意するものとする。

第10章 吸収冷温水機冷暖房切替時炉内清掃業務

1. 作業内容

吸収冷温水機 高温再生器炉内清掃作業

2. 対象機器

製造メーカー：パナソニック株式会社（F型）、三洋電機株式会社（F1型）

品名：吸収冷温水機（RB-1：F型、RB-2：F1型）

型式：QAW-PE150FK1（F型）、TSA-AUW-200F1KS（F1型）

台数：2台

3. 作業予定月

毎年10月（暖房イン点検時）及び4月（冷房イン点検時）

4. 搬入計画

原則手運びで行う。（資材、工具等）

5. 施工方法

- ・高温再生器の煙室カバーを開放。
- ・内部付着した煤や燃焼生成物を除去清掃・洗浄。
- ・挿入されたバッフルプレートを取り出し、プレート及び煙室内を清掃。
- ・清掃したバッフルプレートを挿入し、煙室カバー・保温材等を復旧。
- ・復旧後、燃焼試験・データ採取を行い、正常燃焼確認調整を実施。
（機器周囲・作業スペースの清掃を行う。）

6. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

第 1 1 章 吸収冷温水機保守点検業務

1. 対象設備

製造メーカー：パナソニック株式会社（F型）、三洋電機株式会社（F1型）

品名：吸収冷温水機（RB-1：F型、RB-2：F1型）

型式：QAW-PE150FK1（F型）、TSA-AUW-200F1KS（F1型）

台数：2台

2. 保守メニュー

冷房インシーズン点検、暖房インシーズン点検、

3. 保守仕様

年2回（4月・10月）の現地点検によるメンテナンスとする。

4. 保守範囲

- （1）本体
- （2）冷（温）水の水質管理に関する事項は除く。
- （3）周辺機器の保守業務は除く。

5. 保守除外項目

- （1）機器休止に伴う2次補償
- （2）本体以外の2次的要因による緊急対応及び修理・修復作業。
- （3）取扱不良に起因して生じた故障・修理・損害。
- （4）保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業。
- （5）当社の指示によらず修理・改善したり、指定部品以外の物を使用して生じた損害。
- （6）故障原因が外的要因によることが判明した場合の調査費。
- （7）その他本仕様書に記載なき事項

6. 保守点検要領

- | | |
|-----------------|--------------------|
| （1）外観検査 | （8）本体関係の確認 |
| （2）電気系統の確認 | （9）燃焼関係の確認 |
| （3）安全保護装置の設定値確認 | （10）制御動作系の確認 |
| （4）付帯設備の確認 | （11）*分析用吸収液のサンプリング |
| （5）真空度の確認（停止中） | （12）運転時間・発停回数・設定値 |
| （6）燃料配管系統漏れテスト | （13）作業完了後の確認 |
| （7）電気機能点検 | （14）特記事項 |

注意事項）*暖房インシーズン点検時は除くものとする。

7. 保守点検結果の報告

点検業務を完了したときは、所定の様式により各部門毎に報告書を作成し、各2部を提出するものとする。

8. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

第 1 2 章 防火設備定期検査業務

1. 業務の目的

建築基準法第12条第3項に基づき建築設備の定期検査を1年に1回実施するものとする。

2. 検査内容

(1) 防火カーテン	8台
(2) 防火扉	15台
(3) 防火シャッター	3台

(補足) 本機器は竣工時当時のものであり、更新・増設・撤去等で内容が変更されることがあります。
従って、点検は既設の現物機器を対象とする。

3. 検査結果の報告

検査業務を完了したときは、所定の様式により各部門毎に報告書を作成し、各 2 部を提出するものとする。

4. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

第13章 還流ボイラ法定整備業務

1. 対象設備

製造メーカー：株式会社IHI汎用ボイラ（旧：石川島汎用ボイラ株式会社）

品名：還流ボイラ（B-1-1、B-1-2）

型式：K=1600L

台数：2台

2. 保守仕様

年1回（10月）の現地点検によるメンテナンスとする。

3. 保守範囲

- （1）本体
- （2）軟水器
- （3）薬注装置
- （4）周辺機器の保守業務は除く。

4. 保守除外項目

- （1）機器休止に伴う2次補償
- （2）本体・軟水器・薬注装置以外の2次的要因による緊急対応及び修理・修復作業。
- （3）取扱不良に起因して生じた故障・修理・損害。
- （4）保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業。
- （5）当社の指示によらず修理・改善したり、指定部品以外の物を使用して生じた損害。
- （6）故障原因が外的要因によることが判明した場合の調査費。
- （7）その他本仕様書に記載なき事項

5. 保守点検要領

- （1）ボイラ本体
- （2）ガス側
- （3）給水系
- （4）付属機器
- （5）バーナー系
- （6）制御系
- （7）水処理
- （8）水管状況点検（ファイバースコープにて）

6. 保守点検結果の報告

点検業務を完了したときは、所定の様式により各部門毎に報告書を作成し、各2部を提出するものとする。

7. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

第14章 第1種圧力容器整備及び性能試験業務

1. 業務の目的

労働安全衛生法施行令第12条に基づき第一種圧力容器の性能検査前整備及び性能検査を1年に1回、同時期に実施するものとする。

2. 対象設備

機器名 項目	アキュムレーター ACM-1	貯湯槽 ST-1-1 (ストレージタンク)	貯湯槽 ST-1-2 (ストレージタンク)
製造メーカー	日鋼エンジニアリング 株式会社	有限会社 春日浦溶接	有限会社 春日浦溶接
型式	NSA 10-10G	—	—
検査証番号	370	372	371
種類	横円筒形	縦円筒形	縦円筒形
内容積	10.4m ³	2.15m ³	2.15m ³
最高使用圧力	1.0Mpa	0.3Mpa	0.3Mpa

3. 整備範囲

- (1) 本体
- (2) 周辺機器の保守業務は除く。

4. 性能検査

本体及びその配管の状況、燃焼装置、自動制御装置及び付属品の検査により行うものとする。

5. 整備除外項目

- (1) 機器休止に伴う2次補償
- (2) 本体以外の2次的要因による緊急対応及び修理・修復作業。
- (3) 取扱不良に起因して生じた故障・修理・損害。
- (4) 保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業。
- (5) 当社の指示によらず修理・改善したり、指定部品以外の物を使用して生じた損害。
- (6) 故障原因が外的要因によることが判明した場合の調査費。
- (7) その他本仕様書に記載なき事項

6. 整備及び性能検査要領

性能検査を受ける時は、第一種圧力容器を換気、清掃しその他性能検査に必要な整備を行うものとする。

以下○項目を整備・性能検査・報告する

機器名 項目	アキュムレーター ACM-1	貯湯槽 ST-1-1 (ストレージタンク)	貯湯槽 ST-1-2 (ストレージタンク)
本体内部状況	○	○	○
加熱管状況	○	○	○
ジャケット状況	×	○	○
付属品機器状況	○	○	○
取替部品	○	○	○
検査官指示事項	○	○	○
翌年申送事項	○	○	○
備考	○	○	○
出退勤時刻の記録	○	○	○

7. 保守点検結果の報告

点検業務を完了したときは、所定の様式により各部門毎に報告書を作成し、各2部を提出するものとする。

8. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

提出するものとする。

8. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

第 15 章 非常用発電設備負荷試験業務

1. 業務の目的

消防法（消防予第214号第24-3総合点検）に基づき自家発電機の負荷試験を1年に1回、消防設備の総合点検時に実施するものとする。

2. 対象設備

(1) 発電機

製造メーカー：ヤンマーディーゼル株式会社

型式：MYDO-711

定格出力：300KVA

(2) 消火ポンプ（負荷設備）

製造メーカー：株式会社テラルキョクトウ

型式：3E-KN

定格出力：100KVA

3. 試験要領

定格出力の30%以上の負荷を掛ける為、消火ポンプを30分連続運転し、その機能を確認するものとする。

実負荷運転：22kw 30分

以下○項目を経過時間毎に測定する

経過時間 確認項目	始動後	10分後	20分後	30分後
交流電圧 (V)	○	○	○	○
交流電流 (A)	○	○	○	○
直流電圧 (V)	○	○	○	○
潤滑油圧力 (Mpa)	○	○	○	○
潤滑油温度 (°C)	○	○	○	○
冷却水温度 (°C)	○	○	○	○
周波数 (Hz)	○	○	○	○
回転数 (rpm)	○	○	○	○

4. 試験結果の報告

試験業務を完了したときは、所定の様式により各部門毎に報告書を作成し、各 2 部を提出するものとする。

5. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。

第16章 冷凍設備（チラー）保守点検業務

1. 対象設備

製造メーカー：東芝キャリア株式会社

品名：ユニバーサルスマートX

型式：RUA-SP243

台数：2台

2. 保守メニュー

スタンダードプラン

3. 保守仕様

年2回（5月・11月）の現地点検によるメンテナンスとする。

4. 保守範囲

- （1）SFMC本体（内臓ポンプを含む）
- （2）冷（温）水の水質管理に関する事項は除く。
- （3）SFMC周辺機器の保守業務は除く。

5. 保守除外項目

- （1）機器休止に伴う2次補償
- （2）チラー本体以外の2次的要因による緊急対応及び修理・修復作業。
- （3）取扱不良に起因して生じた故障・修理・損害。
- （4）保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業。
- （5）当社の指示によらず修理・改善したり、指定部品以外の物を使用して生じた損害。
- （6）故障原因が外的要因によることが判明した場合の調査費。
- （7）その他本仕様書に記載なき事項

6. 保守点検要領

スーパーフレックスモジュールチラー（ヒートポンプ）

冷却 （冷房） 運転前 の 保守 点 検	<p>運転前の確認</p> <p>電装品のビス増締め及び絶縁測定、冷媒洩れ確認、補機類の運転確認 2次側ポンプ連動確認</p> <p>内臓ポンプ本体、ケーシング、架台に塗膜キズ、ハガレ・錆の有無</p> <p>運転状態の点検及び調整</p> <p>運転状態の異常の有無・運転調整、保護装置作動確認、内臓ポンプ作動確認</p> <p>点検内容</p> <p>圧縮機関係： 運転圧力測定、異常音、振動、異常過熱の確認、圧力計、容量段数制御確認</p> <p>凝縮器関係： コイル詰まり・汚れの確認</p> <p>送風機関係： ファンモーター異常音</p> <p>蒸発器関係： 冷温水出入口温度、保温材、Y型ストレーナー分解清掃（必要に応じ実施）</p> <p>冷媒回路関係： 膨張手動弁、四方弁動作、液管温度、吐出・吸入ガス温度 キャピラリーチューブ接触有無確認</p> <p>保安装置関係： 圧力スイッチ作動確認（圧力スイッチ作動確認は冷房切替時のみ）</p> <p>制御関係： 温度制御、内臓ポンプ運転確認</p> <p>電装品関係： 電圧・電流値の測定、配線の緩み・過熱・端子の接触</p> <p>散水装置関係： 通水、作動確認</p> <p>運転データ関係： 運転データ測定</p> <p>圧縮機関係：</p>
暖房 運転前 の 保守 点 検 （暖房切替）	<p>運転前の確認</p> <p>電装品のビス増締め及び絶縁測定、冷媒洩れ確認、補機類の運転確認 2次側ポンプ連動確認</p> <p>内臓ポンプ本体、ケーシング、架台に塗膜キズ、ハガレ・錆の有無</p> <p>運転状態の点検及び調整</p> <p>運転状態の異常の有無・運転調整、保護装置作動確認、内臓ポンプ作動確認</p> <p>点検内容</p> <p>圧縮機関係： 運転圧力測定、油面汚れ・振動・異常過熱、容量段数制御確認</p> <p>凝縮器関係： コイル詰まり・汚れの確認</p> <p>送風機関係： ファンモーター異常音</p> <p>蒸発器関係： 冷温水出入口温度、保温材、Y型ストレーナー分解清掃（必要に応じ実施）</p> <p>冷媒回路関係： 膨張手動弁、四方弁動作、液管温度、吐出・吸入ガス温度 キャピラリーチューブ接触有無確認</p> <p>保安装置関係： 圧力スイッチ作動確認（圧力スイッチ作動確認は冷房切替時のみ）</p> <p>制御関係： 温度制御、内臓ポンプ運転確認</p> <p>電装品関係： 電圧・電流値の測定、配線の緩み・過熱・端子の接触</p> <p>散水装置関係： 散水装置凍結防止の為の水抜き作業 （給水止、流量調整用バルブ全開、P10御基板設定、電磁弁開、水抜き）</p> <p>運転データ関係： 運転データ測定</p>

7. 保守点検結果の報告

点検業務を完了したときは、所定の様式により各部門毎に報告書を作成し、各2部を提出するものとする。

8. 実施上の留意事項

業務を実施するときは、あらかじめ日時等について病院と協議し、日常業務に支障をきたさないよう留意するものとする。